

高齢者見守り配食サービスのご案内

利用者のご自宅を訪問して、栄養バランスのとれたお食事(昼食のみ)を直接お渡しするとともに、健康状態や安否の確認を行います。

このサービスは、西東京市が実施するサービスで、真に見守りが必要な高齢者の方向けのサービスとなっています。

利用対象となる方

「市内にお住まいの一人暮らし等の高齢者であって、見守り配食サービスの利用が必要であると認められた方」が対象となります。

※一人暮らし等高齢者とは、次の①又は②のいずれかの要件を満たしている65歳以上の高齢者をいいます。

- ① 心身機能の低下により食事の用意が困難かつ安否確認の必要な一人暮らしの高齢者
- ② 65歳以上の心身機能の低下により食事の用意が困難な方のみで構成される世帯に属する高齢者

申込み方法

市役所の高齢者支援課（田無第二庁舎1階または防災・保谷保健福祉総合センター1階）に申請書を用意しておりますのでお申込みください。

担当地区の地域包括支援センターが訪問・調査をした後、利用が必要であると認められた場合に、サービス利用開始となります。

※市HPからもダウンロードできます。

※担当ケアマネジャー等による申請代行も可能です。

サービスの内容

月曜日から土曜日の週6回までの、必要と認められた曜日に、お住まいの地区で決まった配食サービス事業者がご自宅へ昼食をお届けします。

- ☆ お粥食・やわらかめご飯・おかずの刻み等の対応はしていますが、治療食やカロリー制限食等の対応は行っていません。
- ☆ 直接手渡しでお届けしますので、お留守の場合は食事を持ち帰り、ご家族等の緊急連絡先に状況確認のご連絡を入れます。
- ☆ お届けの際に異常事態にあった場合や、安否確認ができない場合において、人命確保のために、関係機関や警察・消防隊等がご自宅内に入ることがあります。

利用者負担金について

○食材費等実費相当額として、1食あたり500円を負担していただきます。

○月末締めで翌月15日に市から請求します。納期限は翌月末日です。

ご注意いただくこと

西東京市が実施する高齢者見守り配食サービスは、真に見守りが必要な高齢者の方の健康確認や安否確認を行うことを目的として実施するものです。このことを踏まえ、申請にあたっては、以下の事項について十分にご理解・ご協力いただくようお願いいたします。

- ☆ 1日(24時間)のうち一部の時間帯であっても、ご家族等による安否確認や、介護保険サービスの利用等による安否確認が行われている日は、サービスを利用することはできません。
- ☆ 必要と認められた曜日のみにお食事をお届けし、それ以外の曜日に変更して利用することや、特定の日を指定して追加で食事の提供を受けることは、原則としてできません。
(お休みや中断をすることは可能です。)
- ☆ お食事は手渡しで直接受け取っていただく必要がありますので、必ず在宅しているようお願いいたします。(食事を置いていくことはできません。)
- ☆ お食事をお渡しできなかった場合は、有料キャンセルとなります。
- ☆ お届け時にお留守でご本人と連絡がとれない場合は、ご家族等の緊急連絡先へ連絡しますので、ご家族等への説明も十分に行っていただくようお願いいたします。

その他

民間企業等が行う配食サービスのご紹介も行っています。西東京市が実施する配食サービスの開始までの間に利用したい場合や市が実施する配食サービス以外の配食サービスを受けたい場合などにご利用いただくことができます。詳細はお問合せください。

(配食サービス事業者一覧)

配食サービス事業者名	所在地	電話番号	担当地域
企業組合ワーカーズ・コレクティブ 結女	西東京市泉町3-15-28	042-425-3800	東町・中町・富士町 北原町・泉町・住吉町
社会福祉法人都心会 保谷苑	西東京市栄町3-6-2	042-423-8819	ひばりが丘北・北町 栄町・下保谷
サポートハウス 年輪	西東京市田無町5-4-8 第一和光ビル 102号室	042-466-4985	田無町・保谷町・西原町 芝久保町
社会福祉法人 東京老人ホーム	西東京市柳沢4-1-3	090-9246-5022	南町・向台町・新町 柳沢・東伏見
(株)シニアライフクリエイト 宅配クック123	東久留米市南沢1-1-10	042-479-0872	緑町・谷戸町・ひばりが丘

☎☎☎問合せ先☎☎☎

西東京市 健康福祉部
高齢者支援課 高齢者サービス係
☎042(420)2810